別表（第４条関係）

懲戒の指針

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 非違行為の種類 | 懲戒の標準的な量定 | | |
| 退学 | 停学 | 訓告 |
| 犯　罪  行為等 | 殺人，強盗，放火等の凶悪な犯罪行為又はその未遂行為 | ○ |  |  |
| 故意又は重大な過失による傷害行為 | ○ | ○ |  |
| 薬物等に関わる犯罪行為 | ○ | ○ |  |
| 窃盗，万引き，恐喝，詐欺等の犯罪行為 | ○ | ○ | ○ |
| 他人を傷つけるに至らないが，迷惑を掛けるような暴力行為又は言動 |  | ○ | ○ |
| 痴漢行為(覗き見，盗撮その他の迷惑行為を含む。) | ○ | ○ | ○ |
| ストーカー行為 | ○ | ○ | ○ |
| コンピュータ又はネットワークを利用した悪質な不正行為又は目的外使用 | ○ | ○ |  |
| コンピュータ又はネットワークを利用した不正行為又は目的外使用 |  | ○ | ○ |
| 交通事故  ・違反 | 無免許運転，飲酒運転又は暴走運転等により死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合 | ○ | ○ |  |
| 無免許運転，飲酒運転，暴走運転等により人身事故を伴う交通事故を起こした場合又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合 | ○ | ○ |  |
| 無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な交通法規違反をした場合 | ○ | ○ |  |
| 死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起した場合 | ○ | ○ | ○ |
| 故意若しくは重大な過失により人身若しくは物損事故を伴う交通事故を起こした場合又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合 | ○ | ○ | ○ |
| 故意若しくは重大な過失により交通違反をした場合又は事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合 | ○ | ○ | ○ |
| 飲酒 | 未成年者が飲酒をした場合又は未成年者と知りながら飲酒をさせた場合 | ○ | ○ | ○ |
| 飲酒を強要して重大な事態を生じさせた場合 | ○ | ○ | ○ |
| 研究不正  行為 | 発表された研究成果等の中に示されたデータや調査結果等の捏造，改ざん，盗用又はその他の研究成果の不正公表を行った場合 | ○ | ○ | ○ |
| 研究費  不正 | 研究費を本来の用途以外の用途に使用した場合，虚偽の請求に基づき研究費を支出した場合 | ○ | ○ | ○ |
| 試験等に  おける  不正行為 | 試験等において，身代わりをさせ，又は身代わりをして受験等をする不正行為を行った場合 | ○ | ○ |  |
| 試験において， 次に掲げる不正行為のいずれかを行った場合で悪質なもの  (1)　隠し持ったメモ， 書籍， 機器若しくは他者の答案を見ること又は他者に教わること。  (2)　他者に答案を見せること又は他者に教えること。 |  | ○ |  |
| レポート提出又は研究報告において，他者のレポートやウェブ， 書籍等から内容を引き写し， 又は出典を明記せずに引用した場合 |  | ○ | ○ |
| 試験等において，監督者の注意又は指示に従わなかった場合で悪質なもの |  | ○ | ○ |
| 試験等において， 不正行為を繰り返し行った場合， 当該不正行為が社会的に重大な影響を及ぼすに至った場合又は当該不正行為が組織的に行われた場合 | ○ | ○ |  |
| 試験等において不正行為を行った場合 | ○ | ○ | ○ |
| 学内又は学外での非違行為 | 本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為を行った場合 | ○ | ○ | ○ |
| 本学が管理する土地又は建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠を行った場合 | ○ | ○ | ○ |
| 本学が管理する土地，建造物又は器物の破壊，汚損，不法改築等を行った場合 |  | ○ | ○ |
| 本学構成員に対する暴力行為，威嚇，拘禁，拘束等を行った場合 | ○ | ○ | ○ |
| ハラスメント等に当たる行為を行った場合 | ○ | ○ | ○ |
| その他 | 本学の規則等に違反した場合又は学生としての本分に反した場合 | ○ | ○ | ○ |